



監査報告書

令和6年5月28日

社会福祉法人花輪ふくし会
理事長 松浦 勉 殿

監事 黒澤隆三 
監事 北村亨男 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果
会計監査人あすの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

令和5年度決算監査に係る監事意見について

1. 新型コロナウイルスに対する取組みについて

令和5年5月 感染症法上の位置づけが「2類」から「5類」に移行されています。
こうした中 施設等の一部にクラスターの発生が認められています。

しかし、職員に感染が確認されたものの、ご利用者様への感染は殆んど認められないなど安全・安心のため日夜励んでくれている職員も多く認められ、感謝の限りです。
これらの対応は過去の感染から得た経験と知識を踏まえ、徹底した管理態勢が有効に機能した結果そのものだと思います。

引続きご利用者様の安全・安心を確保するために、一層業務に精励下さるようお願い申し上げます。

2. 管理職に求められる管理態勢の強化について

施設等の管理職は、予算目標や重要施策そして業務改善への取組等が適正に行われているかなど、徹底した管理が求められます。そのためには施設長会の決定事項などを部下職員に確実に周知・理解させ、同じ方向を向いてもらう必要があります。方向が違えば收拾がつかず、当然求められる結果からはかけ離れたものとなります。

今監査で「1on1ミーティング」、「トヨタ生産方式」そして各種会議(特に予算目標等の周知状況)の取組状況を調査いたしました。管理職の方は部下への指示、周知等について十分理解出来たはずだと思っているようですが、よく理解されていないのが実態です。

各種目標の達成には全員が同じ方向を向き、互いに協力し合っこそ達成できるものと思います。

どうか十分に咀嚼し確実に伝わる説明と、そして理解できるまで指導するとともに、目標の進捗管理、業務改善等に係る取組状況の管理態勢を強化して下さいようお願いいたします。

3. その他

軽微な事務処理の不備につきましては、都度監査会場にて訂正等をお願いしておりますので併せて対応下さるようお願いいたします。

社会福祉法人花輪ふくし会

監事 黒澤隆三 

監事 北村亨男 